○総務省令第四十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十日

総務大臣　原口　一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十七号中「無線設備」の下に「であつて、三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四十七の二　超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの

別表第一号一(3)アの表中

備設線無の号七十四第項一第条二第	○	○	○	○						

を

備設線無の号七十四第項一第条二第	○	○	○	○						
備設線無の二の号七十四第項一第条二第	○	○	○	○						

に改め、同(3)ウ中「第四十七号」の下に「、第四十七号の二」を加え、「第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号」を「第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項」に改める。

別表第二号第三注1中「又は」を「若しくは」に改め、「使用するもの」の次に「又は超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、24.25GHz以上29GHz未満の周波数の電波を使用するもの」を加える。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第47号に掲げる無線設備	UW
第2条第1項第47号の2に掲げる無線設備	VU

を

第2条第1項第47号に掲げる無線設備	UW

に改める。

											○				

											○				
											○				

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備に対するこの省令による改正後の証明規則第二条第一項第四十七号の二中「二四・二五」とあるのは「二二」とし、別表第二号第三中「24.25GHz以上」とあるのは「22GHz以上」とする。